

(仮称) 流山市景観条例 (素案)

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 用語の意義
- 第 3 条 先導的役割
- 第 4 条 重点区域の指定

- 第 5 条 景観計画区域内における行為で届出の対象となるもの
- 第 6 条 景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの
- 第 7 条 特定届出対象行為

- 第 8 条 事前協議書の提出
- 第 9 条 協議
- 第 10 条 助言、指導及び勧告
- 第 11 条 景観まちづくり活動団体の登録
- 第 12 条 景観まちづくり活動団体への支援
- 第 13 条 表彰
- 第 14 条 景観まちづくりアドバイザーの設置
- 第 15 条 公表
- 第 16 条 委任

附則

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、法第 8 条の規定により定める景観計画と相まって、流山市固有の自然、歴史、文化、生活空間等を活かした魅力ある景観を市民、事業者及び市が協働して守り、いかし、つくり、なおし、はぐくみ、次世代に引継ぎ、もって本市の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の目的を規定しています。

我が国のこれまでのまちづくりは、経済性や効率性、機能性が重視された結果、景観への配慮を欠いていたことは否めません。

しかしながら、近年、急速な都市化の終息に伴って、美しいまち並みなどの良好な景観に関する関心が高まり、いわば、価値観の転換点を迎えています。

また、歴史的なまち並みに配慮した都市整備が各地で進められるなど、良好な景観の形成に向けた取組みが進められてきています。

これらを背景として、国も平成 15 年 7 月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成を国の重要な課題として位置付け、さらに、良好な景観の形成に関する動きを具体的な施策に結びつけるため、立法化を進め平成 16 年 6 月 18 日付けで「景観法」が公布されました。

この景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や住民、事業者、地方公共団体、国それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めています。

一方、本市では、地方自治法第 2 条第 5 項の規定に基づく流山市総合計画（平成 12 年 3 月）が市政運営の総合的な指針として議会の議決を経て策定され、その将来都市像を『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』と定め、まちづくりを推進しているところです。

また、市民の価値観や意識も精神的及び文化的な豊かさの充実に向けられ、都市空間においても良好で快適な都市空間を求める声が高まり、つくばエクスプレス沿線整備地域における新しいまちづくりにおいて、秩序ある良好な景観を形成する都市づくりを行っていくことが重要となってきました。

そこで、本市の景観の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的な取り組みの基本的な方針を定めた「流山市都市景観形成基本計画」(以下「基本計画」という。)を平成18年4月に策定し景観の形成の推進を誘導してきました。

平成18年6月には、千葉県同意を経て景観法第7条に規定する景観行政団体となり、基本計画を具現化し良好な景観の形成の推進を図ることとし、景観法に基づき景観計画を策定することとしました。

景観法では、景観計画において景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限に関する事項及び景観重要建造物、樹木の指定の方針等を定めることとしており、また、景観行政団体の地域の特性や独自性を尊重し、行為の届出の対象となるもの、届出の対象とならないもの及び特定届出対象行為等の法の規定に基づき条例に制定する事項や景観行政団体が独自に定められる事項等について条例に委ねています。

この景観条例は、景観計画と一体となって良好な景観の形成を推進する事項を策定することにより、江戸川、昨年選奨土木遺産に選定された利根運河及び斜面樹林に囲まれた新川耕地の自然的景観や市内に点在する神社仏閣等の歴史文化的景観、さらには、落ち着いた街並みの江戸川台地区や松ヶ丘地区等緑豊かな良好な市街地景観を保全及び誘導することとします。

また、本市の魅力ある景観の形成のために市民、事業者及び行政が、それぞれの立場において責務を果たし、互いに連携しながら流山の景観を保全(まもり)、活用(いかし)、創出(つくり)、改善(なおし)、育成(はぐくむ)ことにより、次世代へ魅力ある景観を引継ぎ、もって良好な景観の形成に寄与することを目的としています。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

【趣旨】

条例の用語の意義を規定しています。

条例における用語は、景観法、景観法施行令及び関連する省令（景観法施行規則、景観行政団体及び景観計画に関する省令等）の用語の意義に準じるものとします。

(先導的役割)

第3条 市は、公共事業を行う場合は、景観計画の理念及び内容にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。

【趣旨】

市が、良好な景観の形成の先導的役割を担うことを規定しています。

景観を構成する要素は、建築物、工作物、緑地、屋外広告物等、多種多様であり、良好な景観を形成するためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場において、良好な景観の形成のために参画する必要があります。

特に、まちづくりの骨格となる道路、河川、公園等や、地域のシンボリックな存在となり得る公共建築物は、景観の要素の骨格を成しています。

そこで、市は、公共事業の整備、改善、改修を実施するにあたっては、流山市都市景観形成基本計画及び景観法に基づく景観計画の方針に沿って事業を実施することにより、市民、事業者の景観への取組みの先導的な役割を果たし良好な景観の形成を推進するものです。

(重点区域の指定)

第4条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域として、次に掲げる区域を景観計画重点区域(以下「重点区域」という。)として指定する。

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

(2) 新川耕地区域

2 重点区域の範囲は、景観計画で定める。

【趣旨】

重点区域の指定及びその範囲について規定しています。

(1) 流山のまちをさらに美しく、快適で豊かな都市に育て良好な景観の形成を推進するために、景観計画において市全域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とすることとしています。

また、景観計画区域のうち、区域の特性や特徴を踏まえたうえで、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域として、次に掲げる2つの区域を景観計画重点区域として指定します。

ア つくばエクスプレス沿線整備区域

つくばエクスプレス沿線整備区域は、土地区画整理事業が施行されており、これまでの雑木林や農地等が道路、公園、宅地等の都市基盤が整備されることによりまちの様相が一変してきています。

一方、本地域には、流山市総合運動公園内に生い茂る樹林とオオタカが営巣する「市野谷の森」(以下「おおたかの森」という。)があり、この緑をシンボル(核)としながら緑に囲まれた市街地を目指して整備が行われています。

そこで、核となる緑を活かした市街地の良好な生活環境や質の高い空間を目指し、良好な景観の保全及び創出を図るため重点区域とすることとします。

イ 新川耕地区域

新川耕地は、水面が輝く江戸川や明治時代の土木技術の粋を集めた利根運河の水辺風景と、北総台地の縁辺部に屏風のように広がる斜面樹林に囲まれた低地部に広がる田園であり、これ

らの4つの景観要素が一体となって市を代表する自然的景観と
なっています。

一方、近年の農業を取り巻く社会環境の変化により水田が埋
め立てられ畑地等へ転換されるケースが増えてきており、また、
松戸・野田有料道路が一般道化することに伴い沿道での開発行
為等の可能性が生じてきます。

そこで、「沿道における水田の保全協定」を締結し、田園の維
持保全や沿道の開発の抑制に努めていますが、今後も、この良
好な自然的景観を損なわないよう、建築物等の建築にあたって
一定の基準を設け良好な景観を保全するため重点区域とすること
とします。

(2) 重点区域の範囲は、本条例と合わせて作成している景観計画の
中で定めています。

ア つくばエクスプレス沿線整備区域は、つくばエクスプレスの
沿線で進めている4地区(新市街地地区、運動公園周辺地区、
西平井・鱒ヶ崎地区、木地区)の土地区画整理事業区域と市野
谷の森を含めた約658ヘクタールとしています。

イ 新川耕地区域は、北が野田市との行政界、西が埼玉県との県
境、南は東葛病院、東は斜面樹林を含む下総台地の西縁を囲ん
だ約508ヘクタールとしています。

(景観計画区域内における行為で届出の対象となるもの)

第5条 法第16条第1項第4号に規定する景観行政団体の条例で定め
る行為は、次の各号に掲げる景観計画区域の区分に応じ、当該各号に
定める行為とする。

(1) 景観計画区域(新川耕地区域を除く。) 屋外における土石、廃棄
物、再生資源その他の物件の堆積

(2) 新川耕地区域 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物
件の堆積及び木竹の伐採

2 前項の行為をしようとする者は、法第16条第1項に定める届出の
例により、市長に届け出なければならない。

【趣旨】

景観計画区域内における景観法の規定に基づき、景観計画区域内において届出が必要となる行為について、本条例で届出の対象とするものを規定しています。

- (1) 景観法第 1 6 条第 1 項から同項第 3 項までは、届出の対象を主に、建築物、工作物及び開発行為としていますが、景観法 1 6 条第 1 項第 4 号において良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為について景観行政団体の条例により定められるとしています。

ア 近年、土石や廃棄物等が山積みされ、周辺との調和した景観を阻害してしまうことが問題となってきています。

そこで、本市では、景観計画区域(新川耕地区域を除く。(イ)に規定している。)を対象に、屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材その他の物件の堆積や貯蔵について、届出の対象とし、良好な景観の形成を誘導していくものです。

なお、届出の対象面積は、条例第 6 条の規定により 5 0 0 平方メートル以上とします。

イ 新川耕地区域は、江戸川及び利根運河の堤、北総台地の縁辺に屏風のように広がる斜面樹林並びに田園が一体となった市を代表する自然的景観であり、これを保全していく必要があります。

特に、田んぼの土地利用転換は現在の良好な自然的景観の阻害要件になる可能性があることから、土石、廃棄物、再生資源、資材その他の物件の堆積や貯蔵についても、良好な景観の保全に配慮が必要なことから届出の対象とするものです。

なお、届出の対象面積を 5 0 0 平方メートル以上とします。

また、新川耕地の景観を形づくる重要な要素の一つである斜面樹林については、所有者と市の間で斜面樹林保全協定を結び保全しているところであり、これら木竹の伐採についても届出の対象としてできる限り保全していこうとするものです。

- (2) 届け出る場合は、法第 1 6 条第 1 項に定める届出の例に規定されている図書を添付する。

- ・位置図（1 / 2 , 500 以上）
- ・当該敷地及び周辺敷地の状況写真
- ・敷地内における堆積の位置を表示する図面（1 / 100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 等

（景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの）

第6条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表に定めるとおりとする。

【趣旨】

景観法の規定に基づき、景観計画区域において届出が必要となる行為のうち、良好な景観の形成に著しく影響を及ぼさない一定規模未満の行為について、届出の対象としないことを規定しています。

景観計画区域内における届出のうち、別表に定める規模に満たない行為については、届出の対象としません。

届出の必要がない行為の主なものとしては以下のとおりです。

- ・景観計画区域（景観計画重点区域を除く）

建築物の高さが商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域では15m以下

商業地域等は、高度利用を誘導する地域としていることから、高さ15メートル以下として、概ね階数で5階以下の建物は、景観に及ぼす影響が比較的小さいことから届出の対象としないこととしました。

建築物の高さが第一種低層住居専用地域、第一中高層住居専用地域、第二種中高層住居占用地域、第一住居地域、第二種住居地域、準住居地域では10m以下

住居系用途地域においては、市内で10メートル以下として、概ね階数で3階以下の建物は、景観に及ぼす影響が比較的小さいことから届出の対象としないこととしました。

建築物の延べ面積が1,500㎡以下

工作物の高さが15m以下

工作物の築造面積が600㎡以下

開発行為で500㎡以下 他（詳細は別表のとおり）

- ・ 景観計画重点区域（つくばエクスプレス沿線整備区域）
 - 建築物の高さが10m以下又は階数が3以下
 - 建築物の延べ面積が500㎡以下
 - 工作物の高さが10m以下
 - 工作物の築造面積が300㎡以下
 - 開発行為で500㎡以下 他（詳細は別表のとおり）
- ・ 景観計画重点区域（新川耕地区域）
 - 建築物の延べ面積が10㎡以下
 - 工作物の高さが10m以下
 - 工作物の築造面積が10㎡以下 他（詳細は別表のとおり）

（特定届出対象行為）

第7条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

【趣旨】

景観法に定められた特定届出対象行為について規定しています。

景観法第17条第1項に基づき、良好な景観の形成に直接的に支障を及ぼす恐れのある建築物（景観法第16条第1項第1号）又は工作物（景観法第16条第1項第2号）の新築、増改築、修繕等の届出について、景観計画に定める行為の基準に適合しないものを変更命令の対象とし、良好な景観の形成を目指すものです。

（事前協議書の提出）

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、届出をしようとする日の30日前までに、その内容について、市長に事前協議書を提出しなければならない。

【趣旨】

事前協議書の提出に関し規定しています。

事前協議書による協議は、景観法第16条第1項に規定する届出を行う前の協議により、本市の良好な景観の形成を推進し、景観法による届出を円滑に処理するものです。

景観法第16条に規定する届出をしようとする日の30日前までに、その行為内容について事前に協議書を提出し協議を行うこととしています。

なお、事前協議が必要な行為は以下のとおりです。

- ・建築物で新築、増改築、外観の修繕又は色彩変更をする場合。
- ・工作物で新築、増改築、外観の修繕又は色彩変更をする場合。
- ・都市計画法第4条第12項に規定されている開発行為をする場合。
- ・条例5条第1項及び第2項に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積及び木竹の伐採をする場合。

(協議)

第9条 市長は、前条の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき協議を行わなければならない。

【趣旨】

事前協議書の提出のあった行為に対する協議について規定しています。

条例8条に規定する事前協議書が提出された場合は、景観計画に定められている良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に基づき協議を行います。

(助言、指導及び勧告)

第10条 市長は、第8条の規定による事前協議書の提出がないとき、又は同条の規定による事前協議書の提出があった場合において、その内容が景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限に適合しないと認めるときは、その事前協議書の提出をしなかった者、又は

事前協議書の提出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に従わない者に対し、その助言又は指導に従うよう勧告することができる。

【趣旨】

事前協議に対する助言又は指導及び勧告について規定しています。

(1) 良好な景観の形成を目指すために、提出された事前協議書の内容が景観計画に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）の規定による規制又は措置の基準（景観法第8条第3項第2号）に著しく適合しない場合は、届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し計画の変更やその他必要な措置をとることを助言又は指導をします。

また、事前協議書を提出しなかった場合においても、条例第8条で提出する義務を課していることから、たとえその内容が基準に適合しているとしても事前協議書を提出するよう指導していきます。

(2) さらに、前項の助言又は指導に従わなかったものに対し、その助言又は指導に従うよう勧告します。

（景観まちづくり活動団体の登録）

第11条 良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う団体は、市長に景観まちづくり活動団体としての登録を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、次の各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として、登録するものとする。

(1) 主な活動拠点が市内であること。

(2) 市内の良好な景観の形成に寄与する活動を行っていること。

(3) 法令及び条例に違反する活動をしていないこと。

(4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

(5) 専ら営利を目的とした活動をしていないこと。

3 市長は、景観まちづくり活動団体が解散したとき、又は景観まちづくり活動団体が前項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、当該登録を抹消するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録したとき、又は前項の規定により登録を抹消したときは、これを公表しなければならない。

【趣旨】

良好な景観の形成を目的に活動する団体の登録を規定しています。

(1) 良好な景観の形成は、市民、事業者、行政それぞれが景観の主体として自らの果たすべき役割を認識し、身近な場所から景観の創出に取り組んでいくことにより、点から線、線から面へと発展させていくことが重要です。

そこで、市民、事業者、行政が連携して景観に関する活動に取り組む仕組みとして、良好な景観の形成を目的とした自主的な活動をする団体に対して、景観まちづくり活動団体として登録できる制度を設け、活動意識の醸成を図るものです。

(2) 市長は、前項の規定による申出があった団体に対して、次の各号に掲げる要件を全て備えているときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として登録します。

ア 良好な景観の形成を目的とした活動の拠点が市内である団体であること。

イ 団体の活動が市内の良好な景観の形成に寄与するものであること。

ウ 団体の活動が法令及び条例に違反していないこと。

エ 団体の活動が宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

オ 団体の活動が主として営利を目的とした活動をしていないこと。

(3) 景観まちづくり活動団体が解散したとき、又は景観まちづくり活動団体が前項に規定する登録の要件に1つでも該当しなくなったと認めるときは、当該登録を抹消します。

(4) 景観まちづくり活動団体を登録したとき又は登録を抹消したと

きは、市の広報又はホームページで公表します。

（景観まちづくり活動団体への支援）

第12条 市長は、前条第2項の規定により登録した景観まちづくり活動団体に対して、必要な支援を行うことができる。

【趣旨】

景観まちづくり活動団体への支援について規定しています。

条例第11条の規定により景観まちづくり活動団体として登録された団体が、良好な景観の形成に寄与する活動に対して支援する必要が生じた場合、あるいは要請があった場合には、市は景観まちづくり活動団体に対し集会へ出席しての意見交換や情報提供などの技術的支援を積極的に行っていきます。

（表彰）

第13条 市長は、本市における良好な景観の形成の推進に寄与していると認められる建築物及び工作物の所有者、設計者等並びに良好な街並みの形成に貢献したと認められる事業者等を表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、本市における良好な景観の形成に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

【趣旨】

表彰制度について規定しています。

(1) 良好な景観を形成するには、市民、事業者、行政のそれぞれが主体的に、自らの果たすべき役割を認識して、身近な場所から取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民、事業者、行政がともに考え、話し合い、連携して景観の活動に取り組むとともに、自らが所有又は使用する建築物等が重要な景観の要素であることを認識し、それぞれに

良好な景観の形成を担うことが重要です。

そこで、市内において良好な景観の形成の推進に著しく寄与する建築物又は工作物の所有者、設計者、施工者、管理者を表彰しその榮譽をたたえていきます。

また、良好な景観の形成の推進に著しく寄与する街並みを開発した事業者等を表彰しその榮譽をたたえていきます。

- (2) さらに、市内において良好な景観の形成に著しく貢献、功績のあった個人又は団体を表彰しその榮譽をたたえていきます。

(景観まちづくりアドバイザーの設置)

第 1 4 条 本市における良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

2 アドバイザーの人数は、5 人以内とする。

3 アドバイザーの任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、アドバイザーに欠員が生じた場合における後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

4 アドバイザーは、次に掲げる事項について、技術的及び専門的な助言を行う。

(1) 法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告並びに法第 1 7 条第 1 項及び第 5 項の規定による命令に関すること。

(2) 法第 1 9 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 2 8 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

(3) 第 1 0 条第 2 項の規定による勧告に関すること。

(4) 第 1 1 条第 2 項に規定する景観まちづくり活動団体の登録に関すること。

5 市長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、アドバイザーに意見を聴くことができる。

(1) 景観計画を定めようとするとき、又は景観計画を変更しようとするとき。

(2) 第 9 条の規定による協議をするとき。

(3) その他良好な景観の形成のため特に必要と認めるとき。

【趣旨】

流山市景観まちづくりアドバイザーの設置等について規定しています。

- (1) 広い見識と景観全般に対し豊富な知識及び経験を持った専門家を景観まちづくりアドバイザーとして委嘱し、アドバイザーの意見、助言等をいただくことにより、良好な景観の形成を推進するとともに景観計画及び景観条例の円滑な運用を図るものです。
なお、アドバイザーは非常勤特別職として位置付け、その報酬は、流山市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例において対応します。
- (2) アドバイザーの人数は5人以内としますが、必ずしも常に5人定員とするものではありません。
- (3) アドバイザーの任期を2年としますが、景観は市域の歴史、文化等の積み重ねの中で形成されてきたものであるため、市域を理解していることも重要なことから、再任を妨げないものとします。
また、欠員が生じ補充する場合は、補充員は前任者の残任期間とします。
- (4) 次に掲げる事項については、アドバイザーの技術的及び専門的な見地からの助言を受け、事務の円滑な推進を図ります。
 - ア 建築物及び工作物等の行為を届け出た者のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為については、景観法16条第3項の規定により届出に係る行為に関し設計の変更、その他の必要な措置をとることを勧告しようとする場合、又は、景観法第17条第1項及び第5項の規定による命令をしようとする場合は、アドバイザーの技術的かつ専門的な助言を受けただうえで、勧告又は命令をおこなうこととします。
 - イ 景観法19条第1項に規定する景観重要建造物及び景観法第28条第1項の規定する景観重要樹木を指定しようとする場合は、アドバイザーの技術的かつ専門的な助言を受けただうえで指定します。
 - ウ 条例第10条第2項に基づき協議をしなかった者又は協議をした者に対して必要な措置を講じるよう助言をした者に対して、それに従わなかった場合は、アドバイザーの技術的及び専門的

な見地から助言を受けただうえで、勧告を行うこととします。

エ 良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う団体が、景観まちづくり活動団体として登録の申し出があった場合において、アドバイザーの助言等を受け、景観まちづくり活動団体として登録します。

(5) 市長は、次に掲げる事項について、本市の良好な景観の形成に寄与するために必要と認めた場合は、アドバイザーの技術的及び専門的な見地からの意見を聞くことができることとしています。

ア 景観法第8条に規定する景観計画を定めようとするときは、景観法第9条第1項に定める手続として、公聴会等の開催等市民、事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、必要に応じてアドバイザーからの技術的及び専門的な見地からの意見を聴くことにより、本市の良好な景観の形成に資する景観計画を策定します。

イ 景観計画に規定する良好な景観の形成に関する方針及びその方針に基づく具体の行為の規制又は基準に基づき、協議する場合において、必要がある場合は、アドバイザーからの技術的及び専門的な見地からの意見を聴くこととします。

ウ 本市の良好な景観の形成に資するため、市長は必要があると認めるときは、アドバイザーの技術的又は専門的な見地からの意見を聞くことができます。

(公表)

第15条 市長は、次に掲げる勧告又は命令を受けた者が、その勧告又は命令に従わないときは、公表することができる。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告

(2) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令

(3) 第10条第2項の規定による勧告

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地)

(2) 勧告又は命令を受けた対象行為の位置及び内容

(3) その他市長が必要と認める事項

**3 市長は、第 1 項の規定により公表しようとするときは、流山市行政
手続条例（平成 9 年流山市条例第 2 3 号）の規定に基づく弁明の機会
の付与の例により、弁明の機会を付与しなければならない。**

【趣旨】

勧告又は命令に従わない場合の公表について規定しています。

(1) 市長は、次に掲げる勧告又は命令を受けた者が、その勧告又は命令に従わないときは、市の広報又はホームページを使って公表します。

ア 景観法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告を受けた者のうち、勧告に従わなかったとき

イ 景観法第 1 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令を受けた者のうち、命令に従わなかったとき

ウ 条例第 1 0 条第 2 項の規定による勧告を受けた者のうち、勧告に従わなかったとき

(2) 前項の規定により市の広報又はホームページで公表する事項は、次に掲げるものとします。

ア 公表の対象となる者の氏名及び住所を公表します。

ただし、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地を公表します。

イ 公表の対象となる行為の位置及び内容を公表します。

ウ その他市長が特に必要と認める事項についても公表します。

たとえば、数度にわたり公表を受けている場合は、過去の公表事項もあわせて公表していきます。

(3) 勧告又は命令に従わず公表する場合は、あらかじめ公表の対象となる者の弁明や意見を聴く機会を設けます。

なお、弁明の手続については、流山市行政手続条例（平成 9 年流山市条例第 2 3 号）の規定に基づく弁明の機会の付与の例により行うこととします。

(委任)

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

委任について規定しています。

本条例の円滑な施行を行うために必要な事項については、規則で定め
ます。

附則

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

附則について規定しています。

本条例は平成 1 9 年流山市議会第 4 回定例会に議案として提出を予定
しており、本定例会での条例の制定を目指しているところです。

したがって、条例制定後、周知期間を設けるため施行は平成 2 0 年 4
月 1 日とします。

また、周知期間中には、関連する団体等への説明会や市民等へのパン
フレットの配布等周知活動を行い、施行後の手続等を円滑に推進できる
よう積極的に周知活動を行っていきます。

別表 （第6条関係）

景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの

1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次の各号のいずれにも該当しない建築物</p> <p>(1) 次に掲げる用途地域の区分に応じて定める高さを超えるもの</p> <p>ア 商業地域、近隣商業地域、工業地域及び準工業地域 15メートル</p> <p>イ ア以外の地域（市街化調整区域を含む。） 10メートル</p> <p>(2) 延べ面積が1,500平方メートルを超えるもの</p>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次の各号のいずれにも該当しない工作物</p> <p>(1) 高さが6メートルを超える煙突</p> <p>(2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(3) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(5) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(6) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(7) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが15メートルを超えるもの</p>
開発行為	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、500平方メートル未満のもの</p>
屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積	<p>堆積に係る面積が500平方メートル未満で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの</p>

2 景観計画重点区域

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 高さが10メートルを超え又は階数が3を超えるもの (2) 延べ面積が500平方メートルを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5) 高さが2メートルを超える擁壁 (6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀 (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設 (9) 高さが5メートルを超える高架道路 (10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁 (11) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが10メートルを超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、500平方メートル未満のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積に係る面積が500平方メートル未満で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの

(2) 新川耕地区域

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	延べ面積が、10平方メートル以下のもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5) 高さが2メートルを超える擁壁 (6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀 (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設 (9) 高さが5メートルを超える高架道路 (10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁 (11) 築造面積が10平方メートルを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積に係る面積が500平方メートル未満で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの

【趣旨】

条例第6条に規定する景観計画区域内における行為で一定規模以下のものについては、景観の形成上大きな影響を及ぼさないことから、届出の適用除外としています。

なお、届出が必要のない行為であっても景観計画に規定する基準等に適合するように計画することになります。

以上のことを踏まえて、景観計画の周知についてパンフレットを作成するなど積極的に行っていくこととしています。